

関税関係基本通達集令和2年度版 正誤表

「関税定率法基本通達 第9節無条件免税」の内容の一部を、次のように修正する。

| 頁 | 新 | 旧 |
|-----|--|--|
| 704 | (内廷用品の無条件免税) 14-1 法第14条第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 <u>なお、上皇及び上皇后に関しては、それぞれ天皇及び皇太后の例による。</u> | (内廷用品の無条件免税) 14-1 法第14条第1号 <u>《天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品の無条件免税》</u> の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 |